

福島県教育委員会教育長

※この様式は家計急変により収入が減少した場合などに使用してください。

新入生に対する前倒し
給付用

家計急変世帯
への支援用

令和8年度 福島県高校生等奨学給付金給付申請書

福島県高校生等奨学給付金（家計急変世帯への支援）（4～6月分相当額）の給付を申請します。
（注）基準日は申請年度の4月1日となります。基準日の状況を記入してください。

ふりがな		申請日	令和 年 月 日	
申請者（保護者等） の氏名	(生徒との続柄：)			
現住所・電話番号 (送付先) (連絡先)	〒 -	自宅TEL	- -	
		携帯番号	- -	
注：現住所は県教育委員会から決定通知書を郵送する際の宛先になりますので、正確に記入してください。 電話番号は記入もれや不足書類がある場合等の連絡先として必要ですので、必ず記入してください。 申請書類に記入もれ等がある場合、学校又は高校教育課（TEL 024-521-7775）より電話連絡させていただきますので、電話に出ていただくようお願いいたします。				
メールアドレス				
住民票住所 (現住所と異なる場合)	〒 -	特記 事項		

この申請書は、対象となる高校生等が新入生であり、4～6月分相当額の前倒し給付を希望する場合にのみ提出してください。詳しくは、「記入上の注意」を必ずお読みください。

注↑：①申請者が父母の場合で姓が生徒と異なる場合や②住民票住所と現住所の異なる場合の理由を記入してください。

【1. 対象となる高校生等】 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

ふりがな			生徒の 生年月日	□昭和 年 月 日 □平成	
生徒の氏名					
※県内校は 在学する 学校が記入	学校名			設置区分	□国立 □公立 □私立
	課程・学科	□全日制 □通信制	□定時制 □専攻科	学年 年	入学年月日 年 月 日
	所在地 (県外の場合)	〒 -		学校設置者の名称 (私立の場合)	
過去の 高等学校等の 在学状況	学校名	立	学校名	立	左記在学中の給付金受給回数 ↓該当するものにチェック☑する。
	・全日制 ・定時制 ・通信制	年 月 日 ～ 年 月 日	・全日制 ・定時制 ・通信制	年 月 日 ～ 年 月 日	なし 1 2 3 4 不明 □ □ □ □ □ □

【2. 生活保護の受給状況】 基準日現在の世帯の状況について、下記内容を確認の上、必ず□にレ点を付けてください。

□ 生活保護（生業扶助）を受給していません。

➡ 【3. 保護者等の所得状況】へ進んでください。

【3. 保護者等の家計急変の状況】 （１）の中から該当するものを１つ選択してください。

（１）次の者の「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」及び（記入上の注意【3. 保護者等の所得状況】トに該当する場合）扶養親族申告書を提出します。

☐	(ア)親権者（両親）〔または生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」）（※）〕 2 名分 (※) 対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合で、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す ・親権者等の 1 人が控除対象配偶者であっても 2 名分必要 ・親権者等の 1 人が海外在住で課税証明書等を提出できない場合、給付対象外
☐	(イ)親権者〔または主たる生計維持者（※）〕 1 名分 (※) 対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合で、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す どちらかに ☒ ☐ ひとり親家庭 ☐ それ以外（DV・養育放棄・失踪などの家庭の事情によりやむを得ず 1 名分を提出できない場合） (注)「それ以外」の場合は証明書等の提出が必要
☐	(ウ)未成年後見人（ ）名分 〔親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数いる場合は全員分)〕 あわせて、未成年後見人であることを確認できる書類（未成年後見人選任審判書謄本の写し等）を提出します。
☐	(エ)主たる生計維持者 1 名分〔（ア）～（ウ）以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合〕 あわせて、扶養関係が確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。
☐	(オ)生徒本人 〔（ア）～（エ）以外〕 あわせて、主たる生計維持者がいないことを確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。

【4. 確認事項】 下記の事項について確認の上、申請者（保護者等）が署名（自署）をしてください。

1 本申請書の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。 2 本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。 3 福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。 4 対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設を除く）)の支弁対象ではありません。 5 本申請書の提出にあたり、県教育委員会が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることに同意します。	申請者 (自署)
---	-------------------------

《 ☆ 学校確認欄 》 （申請者は記入しないでください）	学校收受印 (又は学校受付日：令和 年 月 日)
☐ 記入漏れはないか ☐ 必要な添付書類は付いているか ☐ 世帯収入が家計急変前より減少しているか	

【個人情報の取扱】
ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学給付金支給においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理します。

記入上の注意

家計急変世帯への支援用

【重要】この申請書は対象となる高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けられるよう新入生に対する4～6月分に相当する額の前倒し給付を実施するものです。その点を踏まえ以下に記載の注意事項を十分に御理解のうえ申請書を提出してください。

- イ 新入生に対する前倒し給付であり、新入生のみが対象です。
- ロ 新入生に対する前倒し給付は、4～6月分に相当する額（3ヶ月分）の前倒し給付であり、7～3月分に相当する額（9ヶ月分）の給付については、おって案内される7月1日が基準日の奨学給付金申請書を別途提出する必要があります。
- ハ 前倒し給付を希望しない場合には、この申請書の提出は不要です。その場合、おって案内される7月1日が基準日の奨学給付金の申請書を提出し、給付条件に該当すれば、年額が給付されます。

申請者の欄は次によって記入してください。

- イ 申請者は、高等学校等に在学する生徒の「保護者等」（保護者等の説明は【3】ロを参照）で、福島県に住所を有している方です。
- ロ 「現住所（送付先）・電話番号（連絡先）」は、実際に居住している住所（決定通知書の郵送先となります）、平日日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ハ 電話で連絡が取れない場合は、こちらのメールアドレスにメールさせていただきます。
- ニ 「住民票住所」は、住民票住所が現住所（実際に居住している住所）と異なる場合のみ記入してください。あわせて、住所が異なる理由を「特記事項」に記入してください。
- ホ 申請者の課税証明書等に記載されている住所が福島県外の場合や、申請者が父母の場合で姓が対象となる生徒と異なる場合も、その理由を「特記事項」の欄に記入してください。

【1. 対象となる高校生等】の欄は次によって記入してください。

- イ 対象となる高校生等が複数いる場合は、各人ごとに申請書を作成し、在学する学校へ提出してください。
- ロ 「在学する学校」の欄は、学校で記入しますので記入不要です。
- ハ 「過去の高等学校等の在学状況」は、生徒が過去に高等学校等に通ったことがある場合に記入してください。現在の在学が初めての高等学校等の場合は、記入不要です。
 - （イ）複数の学校に在学した場合は、在学した全ての学校について記入してください。
 - （ロ）「高等学校等」とは、次のものをいいます。
 - ・国公立の高等学校（専攻科含む）
 - ・中等教育学校の後期課程（専攻科含む）
 - ・高等専門学校（第1学年から第3学年まで）
 - ・専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの
 - （ハ）過去に在学した学校で、給付金を受給した回数について記入してください。

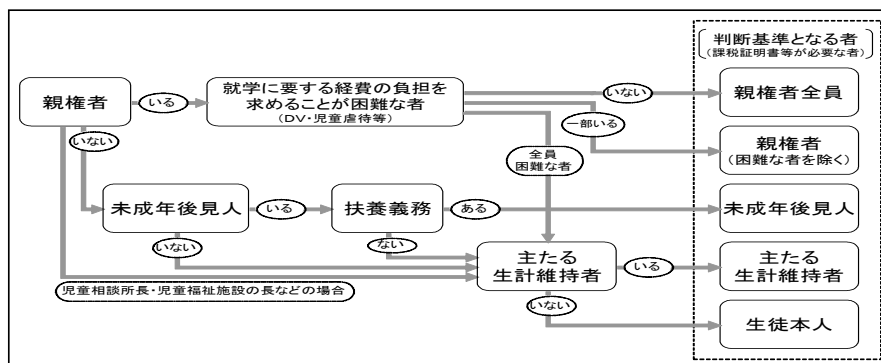
ニ 高校生等就学支援金等の決定通知書のコピーを提出してください。

【2. 生活保護の受給状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 基準日現在、世帯における生活保護受給状況（生業扶助）について、受給していないことを申告するために必ずチェック☑を入れてください。
 ※生活保護（生業扶助）を受給している場合には、家計急変世帯への支援の対象外です。

【3. 保護者等の家計急変の状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 保護者等の家計急変の状況について、（1）の中から該当するもの1つにチェック☑を入れ、該当する方の「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」を提出してください。
- ロ 「保護者等」について
 - （イ）「保護者等」とは、下図の最右欄【判断基準となる者】です。



※ 次の①～③はここでいう「保護者等」からは除かれています。

- ①児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長
- ②法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ③生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「(イ)親権者〔または主たる生計維持者〕 1 名分」の家計急変状況報告書を提出するのは、次のような場合です。

- ・ひとり親家庭
- ・親権者は存在するが、家庭の事情によりやむを得ず親権者もう 1 名の家計急変状況報告書を提出できない場合

(例) DV・養育放棄・児童虐待のため接触により危害が及ぶと考えられる場合

失踪により接触することができない場合

離婚協議中で、報告書の提出に応じてもらえない場合

(注意) 親権者の 1 人が控除対象配偶者であっても、その方の報告書を省略することはできません。原則、親権者 2 名分の家計急変状況報告書を提出してください。

(注意) 親権者の 1 人が基準日時点で海外在住の場合は給付対象外です。

ニ 「(エ)主たる生計維持者」の家計急変状況報告書を提出するのは、親権者又は未成年後見人が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

(例) ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合

→ 祖父の家計急変状況報告書を提出

・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、失踪。叔父の収入により生徒の生計を維持している場合

→ 叔父の家計急変状況報告書を提出

ホ 「(オ)生徒本人」の家計急変状況報告書を提出するのは、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

(例) 生徒が成人であり、生徒の生計を主として維持している者が他にいない場合

ヘ (1) で家計急変状況報告書を提出する場合のうち「(ウ)未成年後見人」分を提出する場合は、選任審判書謄本の写し等を添付してください。「(エ)主たる生計維持者」又は「(オ)生徒本人」分を提出する場合には、扶養関係等の確認のため、扶養誓約書を提出してください。

ト (専攻科の場合) 主たる生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が 3 人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

【4. 確認事項】の欄は次によって記入してください。

- イ 太枠内に記載してある事項を確認し、申請者（保護者等）が署名（自署）してください。
- ロ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還することになります。

----- 留意事項 -----

- 1 過去に高等学校等（修業年限が 3 年未満の者を除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2 児童福祉法による児童入所施設（母子生活支援施設を除く）に入所中の場合や、対象となる高校生等が里親の委託児童である場合で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合には給付対象外となります。
- 3 2 校以上の学校に在学している場合は、いずれか 1 校を選んで申請してください。
- 4 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

記入例

様式第1号その4の1

☆在学校
受付番号本庁
受付番号

令和8年の申請書を使用

福島県教育委員会教育長

※この様式は家計急変により収入が減少した場合などに
使用してください。新入生に対する前倒し
給付用家計急変世帯
への支援用

令和8年度 福島県高校生等奨学給付金給付申請書

福島県高校生等奨学給付金（家計急変世帯への支援）（4～6月分相当額）

（注）基準日は申請年度の4月1日となります。基準日の状況を記入してください。

基準日（4月1日）以降の申請日

ふりがな	ふくしま たろう	申請日	令和 8 年 4 月 〇 日
申請者（保護者等） の氏名	福島 太郎 (生徒との続柄： 父)	申請日	令和 8 年 4 月 〇 日
現住所・電話番号 (送付先) (連絡先)	〒960 - 8688 (現住所=送付先) 福島市杉妻町2番16号 県庁アパート101号室	自宅TEL	024 - △△△ - △△△△
		携帯番号	090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
メールアドレス	××××××××××××@△△△△.ne.jp		
住民票住所 (現住所と異なる場合)	〒 - (住民票住所が上記住所と異なる場合のみ記入)	特記 事項	①母のみ旧姓 ②震災避難のため など

この申請書は、対象となる高校生等が新入生であり、4～6月分相当額の前倒し給付を希望する場合にのみ提出してください。詳しくは、「記入上の注意」を必ずお読みください。

注↑：①申請者が父母の場合で姓が生徒と異なる場合や②住民票住所と現住所の異なる場合の理由を記入してください。

【1. 対象となる高校生等】 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

ふりがな	ふくしま けんじ	生徒の 生年月日	昭和 22 年 9 月 23 日 平成
生徒の氏名	福島 健二	生徒の 生年月日	昭和 22 年 9 月 23 日 平成
※県内校は 在学する 学校が記入	学校名 △△県立〇〇〇高等学校	設置区分	☒ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立
課	太枠の中は学校で記入（申請者は記入しない）		令和 8 年 4 月 〇 日
(県外の場合)	(私立の場合)		
過去の 高等学校等の 在学状況	学校名 過去に高等学校等に在学していたことがある場合（転学を含む）記入 ※在学時期も必ず記入下さい。	左記在学中の給付金受給回数 ↓該当するものにチェック☑する。	なし 1 2 3 4 不明 回 回 回 回 回 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
・定 ・通信制	～ 年 月 日	・通信制	～ 年 月 日

【2. 生活保護の受給状況】

※ 全ての申請者が、「生活保護を受給していない」にチェック☑し、次に【3】へ進む

☒ 生活保護（生業扶助）を受給していません。

➡ 【3. 保護者等の所得状況】へ進んでください。

（裏面あり）

記入例

【3. 保護者等の家計急変の状況】 (1)の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 次の者の「奨学給付金申込に係る場合」扶養親族申告書を提出します。

に該当する

※ 別紙「記入上の注意」を読んで、(1)の中から該当するものに必ずチェック☑を入れる。

【保護者等の家計急変状況報告書を添付してください】

☒	(ア)親権者（両親）〔または生計維持者（※）〕 2名分 (※)対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す。 ・親権者等の1人が控除対象配偶者である場合、給付対象外。 ・親権者等の1人が海外在住で課税証明書等を提出できない場合、給付対象外。
☐	(イ)親権者〔または主たる生計維持者（※）〕 1名分 (※)対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合で、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す。 どちらかに☑ ☐ ひとり親家庭 ☐ それ以外（DV・養育放棄、虐待などの家庭の事情によりやむを得ず1名分を提出できない場合） (注)「それ以外」の場合は証明書
☐	(ウ)未成年後見人（ ）名分 あわせて、未成年後見人であることを証明する書類を提出します。
☐	(エ)主たる生計維持者 1名分 あわせて、扶養関係が確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。
☐	(オ)生徒本人〔(ア)～(エ)以外〕 あわせて、主たる生計維持者がいないことを確認できる書類（扶養誓約書）を提出します。

【4. 確認事項】 下記の事項について確認の上、申請者（保護者等）が署名（自署）をしてください。

- 本申請書の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。
- 本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。
- 福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。
- 対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設を除く））の支弁対象ではありません。
- 本申請書の提出にあたり、県教育委員会が高等学校等就学支援金、奨学給付金等の給付状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることに同意します。

自署の無いものは無効です
※必ず申請者が署名して下さい。

受給状

申請者
(自署)

福島 太郎

《 ☆ 学校確認欄 》

- ☐ 記入漏れはないか
☐ 必要な添付書類は付いているか
☐ 世帯収入が家計急変に該当しないか

必ず学校で確認・記入して下さい

年 月 日)

【個人情報の取扱】

ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学給付金支給においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理します。